

通所介護利用料

令和2年4月時点

(1) 生きがい対応デイサービス事業のサービス利用料

1月に2回の利用。1回につき、180円の利用料と、入浴をご利用の方は200円いただきます。

(2) 日常生活支援総合事業サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担
事業対象者 要支援1	16,550円(1月につき)	1,655円
要支援2	33,930円(1月につき)	3,393円

※利用者負担額は1割で表記しています。

【加算】

以下の要件を満たす場合、前述の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		基本利用料	利用者負担	
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合	2,250円	225円	
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	1,200円	120円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1 事業対象者	720円	72円
		要支援2	1440円	144円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合(注1)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)×5.9%	要支援1、事業対象者 115円 要支援2 221円	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合(注1)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)×1.2%	要支援1、事業対象者 23円 要支援2 45円	

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 上記の基本料金は厚生労働省、保険者の定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせし、同意を頂きます。

※利用者負担額は1割で表記しています。

(3)通所介護サービス利用料・・・7～8時間利用していただいた際の1回の利用料となります。

要介護者	介護サービス費
要介護1	648円
要介護2	765円
要介護3	887円
要介護4	1,008円
要介護5	1,130円

- ＜加算＞
- ・入浴加算 1回 50円
 - ・サービス提供体制強化加算 I
1日 18円
 - ・介護職員処遇改善加算 I
 - ・介護職員等特定処遇改善加算 I
- ＜減算＞
- ・送迎なし 片道1回 47円

※介護職員処遇改善加算 I は1ヶ月の利用料の合計より 5.9%加算させていただきます。

※介護職員等特定処遇改善加算 I は1ヶ月の利用料の合計より 1.2%加算させていただきます。

※利用者負担額は 1割で表記しています。

※送迎費用は介護サービス費用に含まれます。

(2)その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき554円の食費をいただきます。
歩行浴	1回につき200円の利用料をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。